

仕様書

1. 件名
オンライン会議システム（CISCO Webex）ライセンス更新
2. 納品場所
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」とする）
3. 納入期限 : 令和5年8月31日
※ライセンス利用期間は令和5年9月1日～令和6年8月31日
4. ライセンス種別と数量
種別 : 「Cisco Webex Active User」
ライセンス数は、現在の利用実績に基づき算出するとともに、ライセンス数を算出した根拠となる資料を見積書ほか提出書類と併せて提出すること。
※現在の利用ライセンス数は42であり、令和5年8月1日に上記更新期間分のライセンス数が確定する。数量は直接 Cisco へ問い合わせること。
5. 調達の概要
 - ライセンス数の算出と1年間の期間の延長にあたり、現在利用中のサイト情報はCisco テイクオーバー制度を利用し継承すること。
 - 国際農研担当者からの問い合わせ対応・支援注) 受注者の変更を要因とする設定の変更やシステム利用不可等が生じないように、調達を行うこと。
6. 国際農研提供情報
 - ・サイト情報（Webex サブスクリプション ID）や管理者情報 等
7. 業務遂行上の条件
 - 現在利用中のサイト情報と各種設定を継承すること。
 - 受注者の変更に伴う設定変更等が生じないように注意すること。
 - 現行ライセンス期間との利用期間の欠損や重複が生じないように、契約更新を行うこと。
 - 国際農研担当者からの問い合わせ（主にメール）用の窓口を整備し、問い合わせに対応すること。
8. 情報セキュリティに関する遵守事項
 - 受注者に提供する情報は、本業務を遂行するためのものである。業務の遂行以外の目的で情報を利用しないこと。
 - 受注者は、「調達における情報セキュリティ基準」に則り、情報の取扱い、情報セキュリティインシデント等への対処体制等に関する情報セキュリティ実施手順を作成し、国際農研の確認を受けること。
 - 本業務の実施にあたり、受託者は国際農研の意図しない変更が行われなことを保証するための品質保証体制を定め、国際農研に提出すること。

国際農研の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等国際農研と連携して原因を調査し排除するための手順及び体制を整備すること。

- 受注者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提出すること。
- 本業務において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに国際農研に報告しなければならない。
- 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国際農研は、本仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績について、随時報告を求めることができる。
- 上記の報告に基づき、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国際農研が認めた場合は、両者による協議を行い、合意した対応を採ること。
- 本仕様書において国際農研が求めるセキュリティ要件及び受注者が本業務の遂行のために整備したセキュリティ対策を、本業務に従事する全ての者に周知徹底すること。
- 国際農研内で業務を遂行する際、受注者が持ち込んだ機器の国際農研内通信回線への接続は禁止とする。
- 本業務で取り扱う各種情報のうち、要保護情報として取り扱う情報の範囲及びその格付け・取扱制限、パスワード生成ルール等については、初回ミーティング等で共有するなど、必要となる対策を検討し、実施すること。
- 本業務で取り扱う要保護情報が不要になった場合は、確実に返却または抹消すること。
- 国際農研が保有する情報について、本業務実施のために提供され又は許可を受けたもの以外の情報にアクセスしてはならない。

9. 関連規程

- 本業務の遂行にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の最新版、「国際農林水産業研究センター情報セキュリティポリシー関係規程」等を参照し、必要に応じて国際農研の説明を受け、定められている事項を遵守すること。
- 「個人情報保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）の内容を遵守遂行すること。

10. 提出物

受注者は、各業務完了後、速やかに、当システム開発ベンダーCiscoとのライセンス更新完了が確認できる書類を国際農研担当者に提出すること。

11. 応札者の条件

下記書類を提出できること。

- 本業務において、適切に業務を実施できることの証明として、以下の証

明書類等を提出すること。開発ベンダー（Cisco）から法人契約のパートナー指定を有していることが証明可能な書類（写し可）

- 情報セキュリティ管理
適切な情報セキュリティ管理を実施できることの証明として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証の写し
- 実施体制図
連絡窓口（担当者）を明記した本契約を実施するための体制図

12. 再委託

- 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を国際農研に申請し、承認を得ること。
- 本仕様書等が定める受注者の責務は、再委託先も負う。なお、再委託された業務に係る最終的な責任は受注者が負う。

13. 国際農研体制

- 担当者
 - ・ 企画連携部研究基盤室デジタル科連絡先 TEL：029-838-6659
- 契約関係
 - ・ 総務部財務課調達第2係連絡先 TEL：029-838-6327

14. その他

- 受注者は、本契約の履行に当たり、必要な事項について事前に国際農研担当者と協議すること。
- 本仕様書の記載内容および解釈に疑義が生じた場合、また本仕様書に記載のない事項については、国際農研と協議の上で対応を決定する。
- 情報セキュリティに関する共通事項（別紙）を遵守すること。

情報セキュリティに関する共通事項

1. 受注者は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」および国際農研情報セキュリティ関係規程を遵守すること。
2. 受注者は、別添「調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」を遵守するとともに、本特約条項第1条に従い、契約締結後、別添「調達における情報セキュリティ基準」第2項第8号に規定する「情報セキュリティ実施手順」を作成し、国際農研の確認を受けること。
3. 受注者は、本業務の実施のために国際農研から提供され又は許可を受けたものを除き、国際農研が保有する情報にアクセスしてはならない。